

第4表 種類別諸興行場数

本表は昭和30年3月31日現在における入場税の課税対象数を集計したものである。

市 郡	総数	映画	演劇	演芸	競馬	遊園地	ゴルフ	ダンスホール	ダンス	ダンス	ダンス	麻雀	打球	遊船	射的	つりぼり	スケート場	その他	臨時
昭和26年度	2 674	209	24	5	6	1	3	27	128	77	483	1 459	21	27	5	-	-	199	
" 27年度	2 881	244	30	3	6	2	14	22	114	79	541	1 495	22	35	4	2	9	259	
" 28年度	2 567	267	33	5	7	1	15	27	115	81	542	1 117	13	32	5	8	37	262	
昭和29年度	2 289	232	49	10	6	1	16	18	116	90	687	994	19	31	10	10	-	-	
大阪市	1 654	118	25	10	3	-	10	18	68	73	539	733	18	29	1	9	-	-	
堺市	102	16	3	-	-	-	1	-	10	1	34	34	-	2	-	1	-	-	
和歌山市	41	8	1	-	2	-	-	-	5	-	8	17	-	-	-	-	-	-	
岸和田市	27	2	1	-	1	-	1	-	2	-	10	10	-	-	-	-	-	-	
中津市	80	15	1	-	-	-	-	-	4	2	17	38	-	-	3	-	-	-	
池田市	32	4	1	-	-	-	-	-	2	3	7	14	-	-	1	-	-	-	
吹田市	29	3	2	-	-	-	1	-	-	2	8	13	-	-	-	-	-	-	
泉大津市	18	3	-	-	-	-	-	-	2	-	2	11	-	-	-	-	-	-	
高槻市	22	2	-	-	-	-	-	-	1	2	5	11	1	-	-	-	-	-	
箕面市	23	4	1	-	-	-	-	-	6	1	2	9	-	-	-	-	-	-	
守口市	31	4	-	-	-	-	-	-	1	2	14	10	-	-	-	-	-	-	
枚方市	14	4	-	-	-	1	-	-	-	-	6	3	-	-	-	-	-	-	
茨木市	13	2	-	-	-	-	1	-	1	-	2	6	-	-	1	-	-	-	
八尾市	15	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4	6	-	-	1	-	-	-	
佐野市	26	2	1	-	-	-	-	-	5	1	4	13	-	-	-	-	-	-	
富田林市	9	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	
寝屋川市	10	1	-	-	-	-	-	-	1	-	4	4	-	-	-	-	-	-	
河内長野市	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	6	-	-	-	-	-	-	
河内長野市	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	
河内原市	7	-	2	-	-	-	1	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	
河内松原市	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	
三島郡	6	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	2	-	-	-	
北条郡	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
北条郡	34	10	3	-	-	-	-	6	-	1	14	6	-	-	-	-	-	-	
北条郡	16	7	-	-	-	1	-	1	-	1	6	-	-	-	-	-	-	-	
河内郡	19	5	5	-	-	-	-	-	-	-	1	8	-	-	-	-	-	-	
河内郡	23	7	-	-	-	-	-	-	-	-	8	7	-	-	1	-	-	-	
河内郡	13	4	-	-	-	-	-	-	-	2	3	4	-	-	-	-	-	-	

(注) 資料 大阪府総務部税務第二課、大阪国税局。

第5表 映画演劇演芸諸興行入場人員数

本表は入場税の課税対象となつた昭和29年度間の数字である。

年 月	大 阪 市			衛 星 都 市			郡 部		
	映 画	演 劇	演 芸	映 画	演 劇	演 芸	映 画	演 劇	演 芸
昭和26年度	39 270 661	2 733 511	866 066	5 989 425	75 421	-	337 330	-	-
" 27年度	36 163 152	2 406 469	540 991	5 176 411	122 460	22 281	397 368	29 686	5 394
" 28年度	39 830 610	2 658 337	601 790	5 292 157	159 682	9 614	479 040	21 913	2 985
昭和29年度	51 062 080	2 793 190	2 108 204	9 593 034	448 214	206 539	1 288 309	56 226	8 536
昭和29年 4月	3 897 826	198 618	71 180	480 487	18 046	6 358	41 994	1 814	1 455
5月	3 922 761	287 471	117 723	747 452	38 396	189	101 965	4 817	-
6月	3 935 387	234 173	223 823	783 221	46 595	6 832	100 688	5 817	-
7月	3 934 523	205 959	182 264	725 689	43 962	1 663	100 727	5 821	-
8月	4 265 820	233 233	224 731	797 507	26 376	-	116 169	4 006	119
9月	3 977 773	239 160	232 635	817 206	39 764	1 501	96 433	5 934	-
10月	4 478 045	249 658	176 198	891 831	35 364	91 220	118 683	4 884	1 667
11月	4 237 391	219 319	173 298	839 801	34 086	91 882	111 920	6 576	485
12月	3 590 388	197 404	185 891	669 818	26 438	105	88 495	3 421	206
昭和30年 1月	5 836 216	274 141	206 264	1 143 933	52 041	1 605	176 183	7 993	165
2月	4 086 070	208 585	165 426	774 320	35 797	3 265	107 954	1 309	3 524
3月	4 899 880	245 469	148 771	921 769	51 349	1 919	127 098	3 834	915

(注) 資料 大阪府総務部税務第二課、大阪国税局。

第 22 章

社 会 保 障

第 22 章 社 会 保 障

(1) 社 会 保 険

A. 健 康 保 険

健康保険は勤労者の傷病、分娩、死亡等による経済的負担を軽減し、労働力の早期回復と健康の保持増進を目的として会社、工場等の職域単位に適用している強制保険制度であって、政府が直接事業経営主体となって行うものと、従業員の比較的多い工場、銀行、会社などが厚生大臣の認可を得て政府に代り自主的に事業を行う、すなわち、健康保険組合管掌がある。昭和30年3月現在の事業状況は政府管掌事業所数26 532、被保険者数 607 709人で、組合管掌事業所数は109、被保険者数309 000人（昭和30年10月現在）となっている。

B. 厚 生 年 金 保 険

厚生年金保険は勤労者の老令や身体障害によって生じる労働力の不能または低下による生活の保障と被保険者の死亡に伴う遺族の生計の安定を図ることを目的としているものであって、この目的達成のために昭和29年5月厚生年金保険法の全文改正が試みられ、被保険者に対しては老令年金及び障害年金（または障害手当金）を支給し、被保険者の死亡による遺族に対しては遺族年金を支給し、女子被保険者及び老令被保険者であって、将来とも被保険者資格を取得する見込みのない者には脱退手当金を支給している。保険者は政府であり、会社、工場に勤務する従業員を被保険者としている。昭和30年3月現在の事業状況は適用事業所数28 134、被保険者数870 646人となっている。

C. 国 民 健 康 保 険

健康保険等の適用を受けない一般国民を対象とし、その医療費の重圧から救うべく昭和13年4月に国民健康保険法が制定され、国民健康保険組合が保険者としてこの経営に当たっていた。その後、昭和23年6月の組合営から原則として市町村営への切り換え、昭和26年3月の保険税の創設等幾多の変遷交代を経て今日に至ったのであるが、近時社会保障制度の確立によりますますその重要性を痛感されるところとなった。昭和30年3月現在の大阪府下における国民健康保険の現況は国民健康保険を実施している団体数50、国民健康保険被保険者数508 094となっている。

D. 船 員 保 険

船員保険は昭和15年6月に施行されて保険者としては政府がこれに当り、はやくも15年を経過し、この間10数次にわたる制度の改正が行われ、現在では疾病給付、年金給付、失業給付、災害補償相当給付を包摂した船員のための総合された社会保険として、船員の生活と切り離すことの出来ない結びつきを持つに至り、昭和30年3月現在の大阪府下における現況は船舶所有者数179、被保険者数9 476人となっている。

(2) 失 業 保 険

昭和29年の労働市場はデフレの波をまともに受け、大量の失業者を生み、就職難は深刻化しまことに多難の年であった。大阪府下における失業保険給付状況をみると、一般失業保険の離職票受付件数は29年90 207と前年より約45%の急増を示したため、失業保険金受給実人員は28年の28 298人より37 664人と大巾に増え、これに伴い給付金額も28年の2 150 306千円より29年は2 890 043千円と激増している。

(3) 社 会 福 祉

A. 生 活 保 護

社会福祉事業は終戦後年々施設が拡張され、関係立法が制定されて戦前をしのぐまでに進展をみ、現在大阪府下にある生活保護法による収容施設は養老施設22、厚生施設17、医療保護施設10、救護施設3、授産施設2、宿所提供施設7があり、昭和30年3月末日現在で、そこに収容されているものの数は養老施設1 630人、厚生施設2 352人、医療保護施設1 523人、救護施設224人、授産施設29人、宿所提供施設 480人となっている。次に、生活保護法による保護費の支出状況を見てみよう。昭和25年5月改正された現行の生活保護法においては改正前の生活扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助に教育扶助と住宅扶助を加えて7種類がある。これらの取扱状況は次のとおりである。

	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	その他
世 帯 (昭和29年度平均)	21 907	9 853	11 394	16 939	246
人 員 (昭和29年度平均)	62 791	13 907	38 764	19 596	249
保護費 (昭和29年度総額)	783 864千円	84 010千円	58 078千円	1 497 980千円	88 632千円

B. 児 童 福 祉

大阪府が任用している昭和29年12月末現在の児童福祉司は26人で、その他の都道府県児童福祉専任職員は29人いる。またその設置する児童相談所は大阪府中央児童相談所、大阪府梅田児童相談所、大阪府堺児童相談所、大阪府布施児童相談所、大阪府吹田児童相談所、大阪府富田林児童相談所の6カ所がある。なお、大阪府下にある児童福祉法による児童福祉施設は助産施設9、乳児院7、母子寮19、保育所209、児童福祉施設9、養護施設41、精神薄弱児施設4、し体不自由児施設1、教護院2となっている。

第1表

政府管掌健康

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成されたものである。健

Table with 7 columns: 種類, 昭和29年度平均, 昭和29年4月, 5月, 6月, 7月, 8月. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

(注) 単位 平均標準報酬額 円。 資料 大阪府民生部保険課。

第2表

政府管掌健康

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成

Table with 10 columns: 種類, 総数, 診療費, 療養費, 看護費, 移送費, 傷病手当金, 埋葬料, 分娩費, 出産手当金. Rows include 件数, 金額.

(注) 単位 金額 円。 資料 大阪府民生部保険課。

第3表

厚生年金保

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成されたものである。厚生年金は

Table with 7 columns: 種類, 昭和29年度平均, 昭和29年4月, 5月, 6月, 7月, 8月. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

(注) 単位 平均標準報酬額 円。 資料 大阪府民生部保険課。

第4表

厚生年金保

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成

Table with 4 columns: 種類, 総数, 脱退手当金, 障害手当金. Rows include 件数, 支給済額.

(注) 単位 支給済額 円。 資料 大阪府民生部保険課。

保険適用状況

健康保険は5人以上の従業者を有する法令に定められた事業所に適用される。

Table with 7 columns: 9月, 10月, 11月, 12月, 昭和30年1月, 2月, 3月. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

保険給付状況

されたもので、昭和29年度にかんする数字である。

Table with 10 columns: 給付, 被扶養者にかんする給付, 小計, 診療費, 療養費, 看護費, 移送費, 家族埋葬料, 配偶者分娩費, 配偶者哺育手当金, 小計. Rows include 被保険者, 哺育手当金.

保険適用状況

5人以上の従業者を有する厚生年金法第16条に指定された業態の事業所に適用される。

Table with 7 columns: 9月, 10月, 11月, 12月, 昭和30年1月, 2月, 3月. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

保険給付状況

されたもので、昭和29年度にかんする数字である。

Table with 4 columns: その他の一時金, 老令年金, 遺族寡婦かん夫遺児年金, 障害年金. Rows include 件数, 支給済額.

第5表

国民健康

本表は各年度末現在で各社会保険出張所より

Table with 7 columns: Year, Number of organizations, Public, Private, Total, Household head, Insured persons.

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

第6表

国民健康保険

本表は各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成

Table with 5 columns: Category, Number of cases, Number of days, Number of points, Total points.

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

第7表

船員

本表は各年度末現在で各社会保険出張所よりの報告にもとづいて作成されたものである。次に示す船舶以外の船舶の船員である。1. 総トン数50トン未満の船

Table with 7 columns: Year, Total, Steamship, Fishing vessel, Ship, Boat, Motorboat.

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

第8表

船員保険

本表は昭和29年度にかんするもので

Table with 5 columns: Category, Number of cases, Number of days, Amount, Total amount.

(注) 資料 大阪府民生部保険課。

健康保険

の報告にもとづいて作成されたものである。

Table with 6 columns: Average insured persons, Average benefit rate, Number of clinics, Number of insurance guidance doctors, Number of health women, Number of staff.

保険給付状況

された昭和30年3月末現在におけるものである。

Table with 4 columns: Amount of expenditure, Number of days per case, Number of points per case, Number of points per day.

保険

のである。船員保険は政府管掌であつて、被保険者は船員法第1条に規定する船舶。2. 湖、川、または港のみを航行する船舶。3. 総トン数30トン未満の漁船。

Table with 5 columns: Total, Motorboat, Fishing vessel, Boat, Motorboat, Insurance premium.

給付状況

平均被保険者数は9420人である。

Table with 5 columns: Category, Number of cases, Number of days, Amount, Total amount.

第9表

労 災 保 険

本表は大阪府下の労働基準監督署において各月に支

年 月	療 養 補 償 費			休 業 補 償 費			障 害 補 償 費	
	件 数	日 数	金 額	件 数	日 数	金 額	件 数	金 額
昭和26年度	67 221	1 178 115	190 823 492	33 031	730 287	165 332 539	4 432	315 654 688
" 27年度	63 721	1 162 475	192 680 246	29 404	661 501	159 408 230	4 703	358 003 360
" 28年度	78 584	1 329 761	236 670 820	33 021	729 637	194 315 296	4 609	364 526 440
昭和29年度	91 904	1 446 780	300 357 360	39 044	863 078	246 088 740	4 943	413 778 238
昭和29年 4月	3 871	67 820	11 901 417	2 052	44 074	12 906 844	229	17 643 984
5月	7 896	131 845	25 798 080	3 498	76 823	22 047 794	386	32 201 256
6月	7 353	125 417	23 771 199	3 106	67 648	18 913 253	486	37 439 766
7月	8 300	141 264	26 907 166	3 927	86 214	25 172 307	523	46 971 671
8月	8 611	139 333	27 872 262	3 575	79 889	22 082 783	463	35 542 233
9月	7 301	20 615	23 042 110	3 417	73 318	21 021 570	474	44 820 358
10月	8 723	141 376	27 820 400	3 678	77 916	22 197 770	390	31 627 858
11月	8 421	144 054	27 600 412	3 289	73 172	20 755 043	415	37 811 061
12月	14 863	247 531	48 742 961	4 578	102 898	29 018 720	703	59 207 676
昭和30年 1月	2 292	40 635	7 337 731	1 931	42 917	12 261 832	215	16 316 683
2月	6 232	109 333	20 080 761	3 118	71 399	20 820 214	330	27 326 110
3月	8 041	137 557	29 482 861	2 875	66 810	18 890 610	329	26 869 582

(注) 単位 金額 円。 資料 大阪労働基準局。

第10表

失 業 保 険

本表は各公共職業安定所の報告にもとづいて一般労働者について作
保険で被保険者は法規により当然被保険と任意包括被保険者に区分

年 月	離職票受付件数	受給資格決定件数	待期満了件数	給付制限件数
昭和 26 年	42 715	41 863	38 129	13 756
" 27 年	67 933	66 966	62 402	16 537
" 28 年	62 278	60 770	57 750	18 987
昭和 29 年	90 207	88 243	82 587	21 260
1 月	5 413	5 206	4 440	1 364
2 月	5 993	5 836	5 352	1 978
3 月	7 523	7 383	6 539	2 294
4 月	8 720	8 579	8 141	2 070
5 月	7 847	7 709	7 101	2 020
6 月	8 979	8 776	8 259	1 847
7 月	9 888	9 645	8 822	1 555
8 月	8 685	8 557	8 577	1 557
9 月	7 459	7 304	7 202	1 726
10 月	7 018	6 863	6 504	1 842
11 月	6 900	6 767	6 279	1 752
12 月	5 782	5 618	5 371	1 245

(注) 資料 大阪府労働部職業安定課。

給 付 状 況

払った労働者災害補償費にかんするものである。

遺族補償費		葬 祭 料		打 切 補 償 費		合 計			
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	新 規 災 害 者 数	金 額	
282	100 601 122	281	6 155 886	9	1 811 244	105 256	47 509	780 378 971	
252	98 937 046	252	6 172 631	9	3 097 152	98 341	40 565	818 298 665	
245	112 526 432	237	6 895 477	8	3 724 932	116 704	49 415	918 649 397	
251	120 936 052	249	7 521 039	9	4 514 116	136 400	59 730	1 093 195 545	
11	4 502 645	12	307 437	-	-	6 175	2 746	47 262 327	
19	10 007 230	20	669 027	-	-	11 819	5 265	90 723 387	
20	9 890 900	21	637 420	7	3 511 272	10 993	5 740	94 163 810	
28	15 399 430	27	910 352	-	-	12 805	6 226	115 360 926	
19	6 727 535	19	447 333	-	-	12 687	5 537	92 672 146	
31	15 401 035	29	925 742	-	-	11 252	4 946	105 210 815	
23	13 463 515	23	844 969	-	-	12 837	6 092	95 954 512	
18	8 925 404	17	513 359	2	1 002 844	12 162	5 619	96 608 123	
42	17 927 774	41	1 123 152	-	-	20 227	7 793	156 020 283	
6	2 707 825	6	162 470	-	-	4 450	1 579	38 786 541	
14	7 065 001	13	407 491	-	-	9 707	3 749	75 699 577	
20	8 917 758	21	572 287	-	-	11 286	4 438	84 733 098	

業 務 状 況

成されたものである。失業保険は昭和23年に開始された政府管掌の
される。このうち失業保険金受給人員は1カ月平均の数字である。

初回受給者数	失業保険金受給実人員	支給終了者及び 期間満了者数	保険金支給失業週数	給 付 金 額
37 034	17 939	44 441	789 192	1 040 007
60 649	30 589	53 983	1 367 741	1 939 862
56 278	28 298	58 086	1 256 449	2 150 360
80 667	37 864	63 921	1 688 687	2 890 043
3 791	26 379	5 070	100 609	173 518
4 327	25 674	4 417	87 290	148 179
6 392	27 584	4 959	104 784	178 207
7 841	30 914	5 055	112 156	189 907
6 727	33 319	4 890	121 434	204 921
8 166	37 550	4 717	140 350	237 157
9 020	42 362	4 413	161 598	274 439
8 983	46 777	5 290	179 209	303 395
7 049	47 852	6 130	182 847	314 078
6 256	46 943	6 872	171 953	296 220
6 333	45 321	6 008	172 969	302 038
5 782	43 688	6 100	153 498	267 984

第11表 被保護世帯及び人員の移動状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護人員とは各月ごとに保護をうけた人員であつて、月をまたがって保護をうけた場合は重複計上されているので、実際の被保護人員とは一致しない。

Table with columns for Year/Month, Living Assistance, Education Assistance, Housing Assistance, Medical Assistance, Other, and Total. Rows include average and monthly data for 1926, 1927, 1928, 1929, and 1930.

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第12表 生活保護法による保護費支出状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護費とは各月に実際に支出された金額を計上したものであつて被保護人員とは対応しない。

Table with columns for Year/Month, Total, Living Assistance, Education Assistance, Housing Assistance, Medical Assistance, and Other. Rows include average and monthly data for 1926, 1927, 1928, 1929, and 1930.

(注) 単位 金額：円。 △は不足額。 資料 大阪府民生部保護課。

第13表 生活保護法による保護費交付状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。保護費とは各月に実際に交付された金額を計上したものであつて被保護人員とは対応しない。

Table with columns for City/Town/Village, National Treasury Burden, and Government Burden. Rows list various municipalities and their respective financial figures.

(注) 単位 金額：円。 資料 大阪府民生部保護課。

第14表 生活保護法による収容保護状況

本表は昭和30年3月末現在で厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

Table with columns for Facility Name, Number of Facilities, Staff, and Number of Residents (Male/Female/Total). Rows list various types of care facilities.

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第15表 婦人保護状況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

Table with columns for Year, Total, Morning Observation, and School. Rows show data for 1926, 1927, 1928, and 1929.

(注) 単位 金額：円。 資料 大阪府民生部保護課。

第 16 表 結 婚 斡 旋 状 況

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

年 次	相 談 件 数			申 込 件 数			照 会 組 数 (見合)	成 立 組 数
	総 数	男	女	総 数	男	女		
昭 和 26 年 度	6 247	2 878	3 369	546	284	262	754	170
" 27 年 度	8 405	4 016	4 389	941	479	462	906	204
" 28 年 度	13 707	6 352	7 355	1 855	834	1 021	1 510	318
昭 和 29 年 度	16 067	7 265	8 802	2 280	929	1 351	1 326	187

(注) 資料 大阪府立夕陽丘結婚相談所。

第 17 表 児 童 福 祉 施 設

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

施 設 名	施 設 数	職 員 数						収容または 利用定員
		事 務 職 員		技 術 職 員		そ の 他		
		男	女	男	女	男	女	
昭 和 27 年 度	271	115	46	437	1 079	92	223	14 605
" 28 年 度	303	117	56	364	1 082	212	230	19 227
昭 和 29 年 度	301	123	69	364	1 248	463	461	18 917
助産施設	9	7	2	12	18	11	3	75
乳児院	7	12	5	14	64	3	14	225
母子寮	19	1	-	31	63	19	11	445
保育所	209	51	41	136	775	377	372	13 394
児童厚生施設	9	5	4	2	2	3	2	780
養護施設	41	34	15	129	267	38	44	3 246
精神薄弱児施設	4	5	-	18	29	-	11	240
虚弱児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
し体不自由児施設	1	4	2	6	13	7	4	50
育児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
ろうあ児施設	-	-	-	-	-	-	-	-
教護院	2	4	-	16	17	5	-	462

(注) 資料 大阪府民生部保護課。

第 18 表 児 童 福 祉 施 設 収 容 実 人 員 数

本表は厚生省報告例にもとづいて作成されたものである。

年 次	乳 児 院	養 護 施 設	精 神 薄 弱 児 施 設	教 護 院	し 体 不 自 由 児 施 設
昭 和 26 年 度 平 均	140	2 829	148	480	-
" 27 年 度 平 均	164	2 929	235	310	20
" 28 年 度 平 均	163	3 066	263	269	48
昭 和 29 年 度 平 均	167	3 062	281	190	47

(注) 資料 大阪府民生部児童課。

第 23 章

衛 生